

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第46号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部を
改正する条例

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例（昭和30年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表港区役所南陽支所の項位置の欄中「港区春田野三丁目1801番地」を「港区春田野二丁目3703番地」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。